

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 1 月 5 日(火)午後1時30分から午後2時 51 分

2. 開催場所 辰野町役場 1 階第 2 会議室

3. 出席委員(15 人)

会長	1 番	尾坂 壽夫
会長職務代理者	2 番	赤羽 則子
委員	3 番	三浦 淳
	4 番	上島 貞章
	5 番	中村 智子
	6 番	足助 聰美
	7 番	下田 節子
	8 番	野澤 修一
	9 番	根橋 英男
	10 番	根橋 鉄雄
	11 番	竹淵 光雄
	13 番	有賀 勝英
	14 番	宮原 光平
	15 番	小澤 浩矩
	16 番	栞澤 幸雄

4. 欠席委員(1人) 12 番 宇治 昭三郎

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 地籍調査における登記簿上の地目が農地である土地に関する  
地目認定について

報告事項

(1) 専決事項について

12 月許可決定の 5 条2件については、長野県農業会議から

12 月 15 日付けで許可相当の意見答申があったので、許可指令

書を交付した。

(2) 農地法第18条第6項の規定による届出  
その他

#### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 飯澤誠
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 原照代
書記	役場産業振興課農政係専門員 千田茜

#### 7. 会議の概要

(開会)

<尾坂会長>

どうも皆さんあけましておめでとうございます。今年の新年は、日中は非常に暖かく、すばらしい正月を迎えられたことと思います。こういう正月も本当に珍しいなと思っております。ただ、暖冬過ぎまして雪等少なく、あまり雪が少ないと夏場の水不足になってしまう恐れもあります。これからの雪の状態にもよりますけれども、そういう心配等、また逆にこんな状態になりますと、大雨の降る傾向もございますので、そういうことのないよう、祈るところでございます。我々の任期も先ほどお話ございましたとおり、三ヶ月でございます。三ヶ月弱、とにかく体に気をつけて最後までみんなで一生懸命やっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。あと三ヶ月でございますが、12月につきましては行事等ほとんどありませんでしたが、新年になりまして、いろいろと行事がここに書いてありますけれども、あります。1月12日には農業功績者表彰等の選考会が1月12日に伊那市で行われます。私と飯澤課長さんと出席して、その審議に携わってきたいと思っております。それから1月18日には宮田村で産業廃棄物処理場の建設に伴う研究会、学習会があるということでございまして、辰野町農業委員会の方にも、ぜひ参加して一緒に聴いていただきたいという要請がありました。私含めて事務局また、何人かでもって行きたいと思っておりますので、皆様方のご協力をお願いしたいと思っております。1月19日には長野県農業会議の臨時総会がございまして、これは農業関係のいろいろと法改正がございまして、それに伴う規約の改正等の臨時総会でございます。私と飯澤課長さんといってまいりたいと思っております。また1月22日には全員でもってお願いする、農業委員会の活動活性化セミナーというのが長野市で開かれるところでございます。10時にここを出発して皆さんと一緒にいきたいと思っておりますので、ぜひとも全員の参加をお願いしたいなと思っております。1月28日にここに書いてございませんけれども、JA上伊那の農業振興大会というのがありましてやはり農業委員会のほうからもぜひ出席をという要請がございましたので、私を含めて、まだちょっと人選等に

つきましては事務局と相談してございませんけれど、いろいろとありましたら皆さん方にもよろしくお願いいいたします。そのほかにも女性農業委員等ございますので、2月の2日ですか、こんなような形でいろいろと行事がございますが、体に気をつけてまた今年もやっていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいいたします。あとわずかでございます。本当に皆さん方には体に気をつけてやっていただきたいと思っております。本日の審議につきまして、慎重審議お願い申し上げまして、簡単ではございますがよろしくお願いいいたします。どうもありがとうございます。

それでは、3番の議事録の署名人の指名でございますが、本日は13番の有賀委員、14番の宮原委員にお願いいいたします。

それでは4番の議事につきまして、議案第1号、農地法の規程に基づく許可について、審議したいと思います。事務局よろしくお願いいいたします。

### 【議案第1号、3条の規定による許可について、1～3番朗読】

<原事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

大字伊那富…番地にお住まいのAさん所有の、大字伊那富字青木…、地目は田、面積975㎡、と大字伊那富…番地にお住まいのBさん所有の、大字伊那富字青木…、地目は田、面積332㎡、以上2筆を、大字伊那富…にお住まいのCさんが取得するものです。この農家世帯の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は71aで下限面積を超えております。今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、有賀委員と野澤委員から意見書をいただいております。

<尾坂会長>

はい、それでは立ち会った有賀委員さんですか、はい、有賀委員お願いたします。

<13番有賀委員>

13番有賀がお答えいたします。これは春日街道の残地とその上にある農地でございます。確認したところ杭等全然問題ございませんので、協議をよろしくお願いたします。以上でございます。

<尾坂会長>

はい、この件につきまして何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。  
（「異議なし」の声）ちょっと気になるんですけどここにあるのが残地ってことなんです、  
県道の工事に伴う、春日街道の、はい。右側のほうが新しい道路ができるということで  
残地の部分とあわせて買うという。異議なしというご意見でございますのでこの件につ  
きまして許可することといたします。ありがとうございました。続いて2番よろしくお願  
いいたします。

<原事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

大字平出…番地にお住まいのAさん所有の、大字平出…、地目は畑、面積3363  
㎡を、大字平出…にお住まいのBさんが取得するものです。譲受人の保有している  
農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後  
の農業経営面積は33aで下限面積を超えております。今回の権利の取得により周辺  
農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられま  
す。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考え  
ます。この件につきましては、赤羽代理と桑澤委員から意見書をいただいております。

<尾坂会長>

はい、立ち会いました赤羽代理、説明お願いいたします。

<赤羽職務代理者>

2番の赤羽が説明させていただきます。12月11日金曜日の午前中に桑澤委員と  
譲受人のBさんと私と三人でこの土地の立会いをいたしました。（地図により場所の説  
明）譲受人の自宅がありますけれど、その隣に隣接した土地です。Bさんはもう十年以  
上前から本家の土地ということでAさんの土地を耕作して、口約束でやっておりました。  
それまでは条件が整っていなかったんですけれども、今回Bさんが退職なさって農業  
をすることになりましたので、正式に登録することになりました。それで、今回この正式  
な手続きをとるために土地の確認を行いました。このBさんの自宅に隣接しているの  
と、その図面で言えば上の図面ですけれども、ここが段地がありまして、それから右側  
の別のCさんのお宅はやっぱりここは住宅が建っておりまして、きちっとした四隅の境  
界もはっきりしておることを確認できました。以上報告申し上げてあとご審議のほどお  
願いいたします。

<尾坂会長>

はい、ありがとうございました。何かこの件につきましてご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。「異議なし」の声)いいですか、異議なしでいいですかね、異議なしということでございますのでこの件について許可したいと思いますのでよろしくお願ひします。次、3番についてお願いいたします。

<原事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。

大字小野…番地にお住まいのAさん所有の、大字小野字休戸…、地目は畑、面積51㎡を、大字小野…にお住まいのBさんが取得するものです。譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は65aで下限面積を超えております。今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、宇治委員と小澤委員から意見書をいただいております。

<尾坂会長>

はい、それでは小澤委員さんお願いいたします。

<15番小澤委員>

15番小澤が報告します。(場所の説明)この土地は一応Bさんが全部借りてやっていたんですけど、口約束で借りていたんですけど、その人が亡くなったりこのAさんとの関係で所有するような形をとりたいという話です。特別境とかいろいろ問題ありません、以上です。よろしくお願ひいたします。

<尾坂会長>

はい、ただいま説明がございました。3番につきましてご意見ご質問等、面積的には51㎡と少ない面積でございます。「異議なし」の声)はい、異議なしということでございますのでこの件について許可することにしますのでよろしくお願ひいたします。続きまして第4条についてお願ひいたします。

**【議案第1号、4条の規定による許可申請について1～2番朗読】**

<原事務局次長>

それでは4条であります。

1番、大字伊那富…にお住まいのAさん所有の、大字伊那富字沢尻…、地目は畑、面積710㎡と、大字伊那富字沢尻…、地目は畑、面積120㎡、以上2筆を、太陽光発電施設用地とするための申請でございます。計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いします。申請人は平成2年にこの土地をアパートおよび住宅用地とする転用許可を得ましたが、諸事情により断念し、畑として耕作してまいりましたが、年齢とともに耕作も困難となってきたため、太陽光発電施設を設置し土地の有効利用を図りたい計画でございます。申請地はJR飯田線羽場駅から300メートル以内にありますので、農地法第4条第2項第1号口の(1)の第3種農地にあたり原則許可で問題ないと判断いたします。また、辰野町再生可能エネルギー発電施設の建設に関するガイドラインによる申請も同時にされております。この件につきましては、尾坂会長、有賀委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

それでは私のほうからご説明申し上げます。12月16日に有賀委員と地主のAさんと立会いました。(場所の説明)当初、先ほど説明のあったとおりアパートをつくる予定でございましたけれど、いろんな事情によってできなくなったと。有効利用という形でもって太陽光発電をやりたいということになったわけでございます、変更申請もあわせて出ております。現地を確認した結果、周囲の地主さんに了解も取っておりますし、境界もしっかりしている、また、住宅・アパートよりも低い設置計画でございますので、変更はやむを得ないものと思っておりますので、ご審議よろしくお願ひしたいと思います。この件につきまして、一応住宅として近辺の地主さんの了解を得ておりました。というようなことでございますので、今回の太陽光発電、低い計画でございますので、地主さんもよかったということでございます。「異議なし」の声)はい、合わせまして5ページの変更につきましてもご審議お願ひしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。この件について、意義なしでいいですか。はい、どうもありがとうございました。この件につきまして許可することいたします。2番お願ひいたします。

<原事務局次長>

2番、埼玉県入間市三芳町みよし台…にお住まいのAさんが、自身の所有農地であります、大字平出…番、地目は田、面積955㎡を、貸し駐車場とするための申請でございます。この件は追認許可案件でございます。申請者は父親が亡くなり農地を相続しましたが遠方に住んでいるため農地の管理ができずにいました。申請地もすでに以前から駐車場となっておりましたが相続してから知ったため、このたび転用の手続きをして整理したいというものです。申請地は準工業地域の用途地域内であり農地法第

4条第2項第1号口の(1)の第3種農地にあたり原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、赤羽代理、桑澤委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、それでは赤羽代理お願いいたします。

<赤羽職務代理人>

赤羽が説明させていただきます。11月29日午後でしたけれども、桑澤委員とこの4条申請について現地立会いをさせていただきました。(図面により場所の説明)今も説明にありましたようにすでに一昨年ですか、なくなられたBさん、お父さんのときからすでにもう駐車場として使っておられたようです。この度相続されて様々の土地の整理のためにきちとした段階を踏みたいということでAさんがこのような手続きを取られることになりました。そして土地の境ですけれども、この図面の右側、田んぼですけれども、そこはたまたま地主さんがこのAさんご親戚ということでちょうどそこに居合わせてくださいだったので、その方の説明を受けて、この土地を確認することができました。そしてなおこの左側の三角のところはずっとこの線がきざんでありますけれども、そこは違う方の土地なんですけれども、この境は境杭というかそれはないんですけれども、駐車場にはきちとしたロープが張られておりましたので土地の確認ができました。以上報告しましてあとご審議をお願いいたします。

<尾坂会長>

はい、この件につきまして、ご質問等、この右側の太いところはこれ中央道なんですか。こっち左側は天竜川ですか。はい、この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。(「異議なし」の声)はい、これにつきまして、しっかりと見ていただきました。ありがとうございます。この件につきまして許可することにいたします。どうもありがとうございます。続きまして第5条お願いいたします。

### 【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～2番朗読】

<原事務局次長>

それでは5条であります。

1番、所有権の移転でございます。大字赤羽…にお住まいのAさんが所有いたします、大字赤羽…、地目は田、面積521㎡を、大字赤羽…にお住まいのBさんが取得し、住宅を新築したいという計画でございます。申請人は現在家族と借家に暮らしていますが手狭であるため申請地を取得し住宅を建てたいという計画です。申請地は5

00メートル以内に2以上の公共公益的施設、荒神山公園と信州豊南短期大学のある上下水道埋設道路沿道にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり原則許可で問題ないと判断いたします。また、敷地面積が一般住宅の基準の500㎡を超えておりますが、のり面と不整形な土地が約83㎡ありますのでこちらもやむをえないものと判断いたします。この件につきましては、下田委員、桑澤委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、それでは下田委員さんお願いいたします。

<7番下田委員>

はい、7番の下田です。12月12日に桑澤さんと現地を確認しております。(場所の説明)ここは三区間に分かれていて、一応もう住宅用にといいことできちんと杭も打っております。上下水道も本管に接続し問題はないと思いますのでよろしくご審議の程お願いいたします。

<尾坂会長>

はい、この件につきましてご意見ご質問等ございましたら。「異議なし」の声)はい、住宅が並んでいるところでございます。この件につきまして許可することといたします。2番につきまして説明お願いいたします。

<原事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。大字小野…にお住まいのAさん所有の、大字小野字梨の木畑…、地目は畑、面積28㎡と、Aさんと同居のBさん所有の、大字小野字梨の木畑…、地目は畑、面積37㎡を、大字小野…にお住まいのCさんが取得し宅地への通路とする計画でございます。譲受人は自己の住宅への通路として他者の宅地を借りていましたが、このたび申請地を取得し宅地への通路とする計画でございます。申請地はJR中央東線小野駅のおよそ300メートル以内の区域にありますので農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宇治委員、小澤委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

それでは小澤委員さんお願いいたします。



<15番小澤委員>

15番の小澤です。状況はただいま説明のあったとおりで、購入される場所はもうきちんと杭が打ってあって、今までは私道を使ってましたけれど、気兼ねをするということで道路にするということで購入したということです。(場所の説明)以上です、よろしくご審議お願いいたします。

<尾坂会長>

はい、この件につきましてご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。このCさんという人の奥の人の通路になるわけですね。通路としてやりたいと。何かご質問等、狭いから広げたい、広げるということのようでございます。(「異議なし」の声)はい、この件につきまして異議ないということでございますので、許可することといたします。どうもありがとうございました。続きまして議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について説明お願いいたします。

#### **【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】**

<原事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。計19件、34筆、面積は41004㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

<尾坂会長>

ただいま報告がございました。この件につきまして何か質問等ございましたらよろしくお願い申し上げます。ないようでございますので、この件につきましては公告ということでご理解願いたいと思います。続いて議案第3号、地籍調査における登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について、事務局より説明をお願いいたします。

#### **【議案第3号、地籍調査における登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について】**

<原事務局次長>

この件につきましては、先月協議事項において地区担当であります小野のお二人の委員さんに依頼しましたが、同日、お二人からすべての筆が地籍調査結果と相違ないということで事務局と確認し報告をいただいております。以上です。

<尾坂会長>

はい、農地の地目変更につきまして、なにかご意見ご質問等ございましたら。できるものはちゃんと転用許可されていると、それ以外のものは原状回復は難しいというようなことですが、何か質問等ございましたら。地元の委員さんにしてはやむをえないという報告のようでございますので、この件につきまして、地目こういう形で地目認定したいと思っておりますのでよろしく願いいたします。いいですね、はい、どうもありがとうございました。次に報告事項についてよろしく願いいたします。1番の専決事項について、(2)の農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局よりお願いいたします。

## 報告事項

<原事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思います、12月許可決定の5条2件につきましては、長野県農業会議から12月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

次に、農地法第18条第6項の規定による通知書について、合意解約であります、1件、議案書の通りでございます。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。報告事項は以上でございます。

<尾坂会長>

はい、専決事項のほかに農地法第18条の15ページでございます、こういう形で双方の合意による解約でございます。何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。報告事項でございますのでよろしく願いいたします。以上を持ちまして4番の件につきましては終わりいたします。その他お願いします。

## その他

○農業功績者表彰について(資料 No.1)原事務局次長説明

赤羽宏文さん(功績者)、根橋正美さん(名人)

○耕作放棄地全体調査について(資料 No.2)千田説明

○平成27年農地申請集計について(資料 No.3)千田説明

○第119回定期総会における提案・要請事項等の提出について(資料 No.4)

○今後の日程(資料 No.5)

- ・1/12(木)表彰選考委員会・農業名人認定委員会  
(伊那市・会長、事務局長出席)
- ・1/18(月)宮田村産廃施設建設に関わる学習会  
(駒ヶ根市・会長、事務局、希望者)
- ・1/19(火)長野県農業会議臨時総会(長野市・会長、事務局長出席)
- ・1/22(金)農業委員会活動活性化セミナー(長野市・全員)
- ・2/ 2(火)女性農業委員の会上伊那支部総会(南箕輪村・女性委員、事務局)
- ・2/22(月)上伊那ファーマーズのつどい(伊那市・全員出席)  
帰町後祝賀会(パークホテル)

○その他

味噌づくり事業(資料 No.6)

農業委員会活動活性化セミナー

役場発 10:00-(小野駅前 10:20 頃)-長野市内で昼食-

長野市若里市民文化ホール 13:30~-帰町後新年会(かやぶきの館)

(根橋英男委員からの質問)

法改正による農業委員・推進委員について区長から聞かれたがどうすればよいか

→飯澤事務局長が説明

○次回委員会開催日 2月 5日(金)

(閉会)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印